1. **件名：増設雑固体廃棄物焼却建屋における水の滲みに関する面談**
2. **日時：令和 6 年 2 月 27 日(火)　17 時 35 分～18 時 00 分**
3. **場所：原子力規制庁 3 階会議室**
4. **出席者**（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

長官官房　総務課　事故対処室

木原室長補佐、堀越室長補佐

原子力規制部　東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、元嶋専門職

福島第一原子力規制事務所

小林所長、廣岡副所長、木村運転検査官、松沢運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社　福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室　3 名

廃炉安全・品質室　4 名

福島第一原子力発電所

建設・運用・保守センター　7 名

防災・放射線センター　1 名

廃棄物対策プログラム部　1 名

原子炉主任技術者　1 名

5. **要旨**

〇東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、増設雑固体廃棄物焼却建屋内の非管理区域である出入管理エリアおよび送風機室の壁面における水の滲み発生に関する状況について、資料に基づいて説明があった。

〇規制庁から、事実関係を確認するとともに、以下の点を指摘した。

- 水の滲み発生の原因について、どのように考えているのか。
- 非管理区域において由来不明の水の滲みが確認されていることから、東京電力として法令報告（管理区域外漏えい）との関係を整理して考え方を示すこと。

〇東京電力から、以下の回答があった。

- 水の滲み発生の原因（滲み水の由来）については、現在調査中であり、現時点では明らかになっていない。
- 仮に廃棄物貯留ピットに放水した水が由来であれば、放射性物質の濃度を測定し、実施計画において定められた排水の基準とも照らし合わせて、法令報告事象に該当するかどうか判断する。

〇規制庁から、結果が得られた場合は、速やかに報告することを求めた。

## 6. 資料

・①_【参考資料】240226_増設雑固体焼却設備：火災報知器作動

・②_20240227_増設雑固体廃棄物焼却建屋内壁面における水の付着について